様式13

長泉町教育委員会　様

新入学学用品費の受給に係る誓約書

新入学学用品費の入学前支給を受けるにあたり、以下の事項を厳守することを誓約いたします。

記

１　令和７年４月１日に長泉町立の小学校に入学すること。

２　新入学学用品費受給後、次のいずれかに該当となった場合、新入学学用品費を返還すること。

　・令和７年４月に私立の小学校に入学する場合

　・世帯状況の変化等で就学援助の認定が取消となる場合

３　新入学学用品費受給後、町外に転出する場合、速やかに教育委員会に申し出ること。

令和　　年　　月　　日

住　 　所

申請者氏名

（保護者名）　　　　　 　　　　　　印